

令和3年5月19日

一般社団法人群馬県建設業協会
会 員 各 位

一般社団法人群馬県建設業協会
会 長 青 柳 剛

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて

この度群馬労働局から、新型コロナウイルス感染症対策として実施されているテレワークについて、働き方改革の推進の観点からも適切な導入と定着を図ることが重要とされていることを踏まえ、令和3年3月25日に改定されたガイドライン等の周知依頼がありましたので、お知らせします。

- ・テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン
- ・テレワーク相談センターのご案内
- ・人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

テレワーク総合ポータルサイト <https://telework.mhlw.go.jp/>

テレワーク相談センターサイト <https://www.tw-sodan.jp/>

一般社団法人群馬県建設業協会
TEL 027-252-1666
FAX 027-252-1993

群労基発 0513 第 1 号
群労雇均発 0513 第 1 号
令和 3 年 5 月 13 日

各団体の長 殿

群馬労働局労働基準部長
(公 印 省 略)
群馬労働局雇用環境・均等室長
(公 印 省 略)

テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの
周知依頼について

労働行政の推進につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、テレワークにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、多くの企業において新たに実施いただいておりますが、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方であり、働き方改革の推進の観点からも、使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークの導入・定着を図ることが重要です。

このような状況を踏まえ、良質なテレワークの一層の普及・促進のため、厚生労働省では、平成30年に策定した「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を別添の「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン（雇用型テレワークガイドライン）」に改定しました。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、別添のガイドライン等の内容の周知につき特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、お手数ではございますが、広報誌等にご掲載の際には、電話や誌面の郵送等により、ご一報いただきますようお願い申し上げます。

記

- ・「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」 5部
- ・「テレワーク相談センターのご案内」 10枚
- ・「人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内」 10枚
- テレワーク総合ポータルサイト <https://telework.mhlw.go.jp/>
- テレワーク相談センターサイト <https://www.tw-sodan.jp/index.html>